

競争事業者からの主な意見

令和3年1月28日
令事務局

(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念【課題】

競争事業者意見

①-(a)-1 一般コロケーションなど相対取引において、NTTドコモ等が義務的コロケーションよりも有利な条件で契約していたり、局舎の利用においてNTTドコモ等が優先して局舎スペースを確保しているなど、接続ルール等が及ばない範囲で実質的にNTTドコモ等への優遇が行われるおそれがある。

・NTTグループ内取引を一般コロケーションのような競争ルールが及ばない取引で実施したり、NTTグループによる一体運用(光ファイバ工事におけるグループ共同工事、グループ共同調達など)の実施によって、実質的なグループ優遇が可能。【第2回KDDI資料(p5)、第3回KDDI資料(p44)】

・一般コロケーション(民間取引)を使った相対契約により、義務的コロケーション(接続ルール)より有利な条件・料金等を適用していても外部からは分からない。また、一般コロケーションのリソースを押さえることで、義務的コロケーションの空きがなくなる状況が起こり得る。【第2回KDDI資料(p10)】

・5G時代に向けてより一層需要が高まる光ファイバやコロケーション設備(電力等)においてNTTグループ内の要望が優先して反映された設備投資となる懸念。【第3回ソフトバンク資料(p20)】

・5G・IoTの展開にあたり、局舎スペースの重要性が高まる可能性がある中、コロケーションスペースにかかるNTTグループ内優遇の懸念。具体的には局舎スペースのビジネス転用ルールが存在せず、NTTグループ内ビジネス転用が優先され、他事業者の通信設備設置スペースが枯渇するおそれ。また、5Gで設置需要の増すサーバ類は、義務コロケーションによる設置が不可であり、完全子会社化により、NTTドコモのみが価格面等の条件を気にせず5G設備展開可能な一方、競争事業者は条件の検討で時間を要す。【第3回ソフトバンク資料(p21)】

・NTTグループ内で局舎の優先利用、及びNTTグループ内の利益還流を生かしたコロケーションスペース料金の高止まりが想定される。【第3回楽天モバイル資料(p6)】

①-(a)-2 接続にかかる事前調査申込等の手続において、接続ルールで担保される範囲外でNTTドコモ等への優遇が行われるおそれがある。

・接続に係る事前調査申込等の手続において、NTTグループが優遇されるおそれ。【第2回KDDI資料(p5)、第3回KDDI資料(p32)】

・接続に係る手続において、NTTグループを優遇するインセンティブが働くことから、接続ルールで担保される範囲外で優遇措置が行われるおそれ。【第2回KDDI資料(p8)】

・NTT東西との回線提供手続のオープン性(透明性)が損なわれ、NTTドコモの手続が一層優先されること、競争事業者においてはNTT東西との回線提供待ちの基地局が増加することが想定される。【第3回楽天モバイル資料(p6)】

(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念【課題(続き)】

競争事業者意見

①(a)-3 NTT東西のボトルネック設備に関する事業計画等がNTTグループ内で共有され、NTTドコモの基地局整備等を加味した光エリア拡大が行われたり、フレキシブルファイバの提供料金においてNTTドコモが有利になっているなど、NTTドコモのネットワーク構築における優遇が行われるおそれがある。

・NTT東西のボトルネック設備に関する事業計画や設備投資の計画等の情報がグループ内で共有されることで、光のエリア拡大情報といった重要な情報において、競争事業者との間で情報の非対称性が生じうる。【第2回KDDI資料(p5)、第3回KDDI資料(p29)】

・計画策定及び情報開示について、NTTドコモ等NTTグループ各社による基地局整備やローカル5Gサービス提供等の需要を加味した光エリア拡大が図られる懸念。【第2回ソフトバンク資料(p6)】

・5G時代に向けてより一層需要が高まる光ファイバやコロケーション設備(電力等)においてNTTグループ内の要望が優先して反映された設備投資となる懸念。【第3回ソフトバンク資料(p20)】

・接続料の算定等に関する研究会で議論中だが、NTT東西の光エリア外での光調達スキームであり、5G時代に向けて今後益々その重要性が増すフレキシブルファイバについて、その提供料金の適正性や運用における公平性が担保されていない。【第2回ソフトバンク資料(p7)】

・フレキシブルファイバについても光サービス卸と同様の問題があるほか、NTTドコモのネットワーク構築における優遇の懸念が高まる。【第3回ソフトバンク資料(p28)】

(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念【課題(続き)】

競争事業者意見

①-(a)-4 NTTグループ内の仕様等の統一により、NTTグループ各社に有利な設備・仕様の採用を強いられ、競争事業者においては当該設備・仕様を利用するために追加的な負担が発生するおそれがある。

・NTT東西の接続条件は開示されており全ての事業者に対して平等でも、NTTグループ内で設備等の仕様統一等が行われることで、その条件自体がNTTグループと競争事業者の間で不平等な状態が生じる。【第2回KDDI資料(p5)、第3回KDDI資料(p30)】

・NTTグループ各社と競争事業者間の形式的な公平性確保にとどまり、NTTグループにのみ最適化された提供条件が発生し得る、または競争事業者側に追加的な仕様・運用変更等が必要となるおそれ。【第2回ソフトバンク資料(p6)】

・網改造機能提供計画の届出以前の段階でNTTグループ各社が利用しやすい仕様を採用され、NTT東西他NTTグループ各社との接続にあたり当該仕様の採用を競争事業者が強いられたり、また当該仕様に関する変更・追加要望を行う場合に莫大なコスト負担や修正期間を求められるおそれ。【第2回ソフトバンク資料(p6)】

・接続ルールが整備されるも形式的な公平性にとどまり、NTTグループにとって有利な仕様が前提となるケース(加入光ファイバの8分岐貸し、NGN機能の利用)が存在。【第3回ソフトバンク資料(p19)】

・NTTグループ会社以外の会社が、同等のネットワーク基盤を構築する場合は、NTT東西の設備計画や将来導入を想定している技術基準・仕様等は把握することができないため、ボトルネック設備の利用にあたり、将来的に仕様変更等が必要になるなどの懸念。【第2回楽天モバイル資料(p5)】

・NTTグループ内で設備・仕様が共通化し、NTTグループ内優先及びネットワーク一体化に伴う投資効率化によって、NTTグループ各社は競争事業者と比べて早期設備利用とグループ内コスト低減が可能となる一方、競争事業者においては、仕様相違による、追加開発の発生、開発期間の長期化、開発費用の増加が想定される。【第3回楽天モバイル資料(p10)】

(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念【対応策】

競争事業者意見

①-(a)-5 電気通信業務に関連した相対取引等について、契約書等の全てを総務省へ報告するなどして、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの検証が必要。

・NTT東西とNTTグループの競争ルール外取引等について、競争ルールとの差分や優遇の有無等を検証、同等条件での競争事業者への提供義務が必要。【第2回KDDI資料(p4)、第3回KDDI資料(p46)】

・契約書等の全てを総務省へ報告し、競争ルールとの差分や優遇の有無等を検証。優遇がある場合は、優遇撤廃又は同等条件での競争事業者への提供を義務付け。【第3回KDDI資料(p46)】

・電気通信業務に関連した周辺的な業務の業務委託等の実態把握、本来の接続業務に影響を及ぼすものでないことの確認・検証が必要。【第3回KDDI資料(p46)】

①-(a)-6 一般コロケーションや局舎スペースの利用について、局舎毎にNTTグループ各社の一般／義務的コロケーションの利用状況を把握するなどして、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの検証が必要。また、コロケーションスペースのビジネス転用ルールの整備、サーバ類の義務コロケーション対象化が必要。

・特にコロケーションについては、局舎毎にNTTグループ各社の一般／義務的コロケーションの利用状況の把握・検証が必要。【第2回KDDI資料(p10)】

・コロケーションスペースのビジネス転用ルールの整備、サーバ類の義務コロケーション対象化が必要。【第3回ソフトバンク資料(p21)】

・局舎のコロケーションスペースの利用に関して、NTTドコモと競争事業者の間での同等性を確保できるような運用(料金、手続き)とすることが必要。【第3回楽天モバイル資料(p7)】

・新規参入事業者である弊社としては、現在のNTT東西の回線、局舎スペース等の設備を公正に利用できる環境を前提に、新たな基地局建設や仮想化ネットワークの構築に取り組むことができている。引き続き、当該設備を公正な条件で利用できる環境が必要。【第2回楽天モバイル資料(p11)】

(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念【対応策(続き)】

競争事業者意見

①-(a)-7 禁止行為の遵守状況等の検証について、現行よりも詳細な情報(例:情報アクセスの遮断状況、契約書の内容、NTTグループ内を含む全ての取引先との個別取引毎の接続条件・納期[最大値、最小値、中央値、最頻値])の報告、直属上長の確認内容、監査部門が問題ないと判断した根拠等)に基づいた検証を行う必要。

・NTTグループの再編及び卸・相対領域の拡大が作用し、禁止行為の遵守状況・関連取引のブラックボックス化が加速する懸念。法令遵守措置にかかる報告の粒度、報告の範囲の制限により、NTT東西の法令遵守措置が十分か否かの確認ができないため、改善が必要。禁止行為規制遵守措置等報告書について、禁止行為規制関連事項も報告書の範囲とすべき。その際、遵守している旨の自己申告のみならず、遵守のために講じている具体的な措置・根拠等も報告義務化が必要(例:情報アクセスの遮断状況、契約書の内容等)。NTT東西との接続/卸等の条件については概要レベルでなく、詳細の報告義務化が必要(例:NTTグループ内を含む全ての取引先との個別取引毎の接続条件・納期(最大値、最小値、中央値、最頻値)の報告等)【第3回ソフトバンク資料(p39、40)】

・市場検証の年次レポートについて、競争事業者として、現状の記載内容のみでは法令遵守措置として十分か確信が得られないため報告内容の粒度の見直しと合わせ、開示レベルの見直しも必要。禁止行為規制遵守のため講じている措置の詳細(例:競争事業者が妥当性を判断するに足る報告内容の詳細、直属上長の確認内容等、監査部門が問題ないと判断した根拠)を開示すべき【第3回ソフトバンク資料(p41)】

①-(a)-8 接続手続に係る時間や接続開始・工事開通までのリードタイムについて、NTTグループ・競争事業者間の公平性が担保されているかの比較・検証が必要。

・接続の手続にかかる時間や接続開始、工事開通までのリードタイムをNTTグループ各社と競争事業者で比較・検証が必要【第2回KDDI資料(p8)、第3回KDDI資料(p33)】

・リードタイム・納期、情報の対称性等の適正性は勿論、NTTグループにとり有利な仕様でないか等の検証も必要【第3回ソフトバンク資料(p19)】

・ダークファイバについて、5G/IoT導入に伴いNTT東西との回線提供待ちの基地局が今後増加した場合、できる限り事業者の要望を尊重した迅速な対応(手続・設置)が必要。NTTドコモと競争事業者間の適法性・公平性・透明性が担保されているかについての検証が必要【第3回楽天モバイル資料(p7)】

(a) NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念【対応策(続き)】

競争事業者意見

①(a)-9 NTT東西の設備増強・接続機能要望(①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望)について、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取し、実際にNTTグループの要望ばかりが実現されていないかなど、NTTグループ・競争事業者間の公平性の検証が必要。

・競争事業者が接続する際に重要なNTT東西の設備等についてNTTグループ・競争事業者から公平にNTT東西の設備増強・接続機能要望をヒアリング・検証する仕組みを導入して、公平利用を促進することが必要。①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望を毎年度接続事業者にヒアリング・公表し、実際にNTT東西の設備増強や接続機能実現にあたってNTTグループの要望ばかりが実現されていないか等の検証を毎年度総務省が実施すべき。【第3回KDDI資料(p31)】

・接続機能の利用にあたっては、計画策定段階から、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取・反映できる仕組みの構築が必要。リードタイム・納期、情報の対称性等の適正性は勿論、NTTグループにとり有利な仕様でないか等の検証も必要。【第3回ソフトバンク資料(p19)】

・光ファイバエリア拡大やコロケーション設備増強等にあたっては、計画策定段階から、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取・反映できる仕組みの構築が必要。NTTグループにとり有利な設備計画・運用・対応可否判断となっていないか等の検証も必要。【第3回ソフトバンク資料(p20)】

・NTT東西の設備・仕様や各種計画(光のエリア拡大情報、網機能提供計画等)等に関するNTTグループ内と同等の遅滞ない情報開示を要望。【第3回楽天モバイル資料(p13)】

・フレキシブルファイバについて、今回の環境変化を踏まえ、適正性・透明性・公平性担保措置の追加検討が必要。現在議論中の「接続料の算定等に関する研究会」における論点として明確に追加・整理を要望。【第3回ソフトバンク資料(p28)】

(b) NTT東西による情報の目的外利用の懸念【課題】

競争事業者意見

①-(b)-1 NTT東西とNTTグループ間での人事交流等を通じて、競争事業者の接続や卸等に係る情報がNTTグループ内に流通するおそれがある。

・NTT東西とNTTグループ間での人事交流やNTT持株を通じて、競争事業者の接続や卸等に係る情報がNTTグループ内に流通するおそれ。【第2回KDDI資料(p5)】

・本再編に伴い、NTT東西とNTTコム間の役員兼任禁止のみでは、グループ内でのファイアウォール措置が不十分。対象事業者はNTTコムのみであり、現在はNTT東西・NTTドコモ間の在籍出向・役員兼任を行っていないとのことだが、環境変化等を理由に今後行われるおそれ(規律がないと一方的に反故される懸念が高い)。【第3回ソフトバンク資料(p37)】

(b) NTT東西による情報の目的外利用の懸念【対応策】

競争事業者意見

①-(b)-2 NTT東西とNTTドコモ間のファイアウォールとして、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定する必要。また、特定関係事業者制度の禁止事項として、役員兼任だけでなく、在籍出向の禁止も必要。

・NTTドコモも特定関係事業者に追加する必要。【第3回KDDI資料(p24)】

・本再編に伴い、NTT東西とNTTコム間の役員兼任禁止のみでは、グループ内でのファイアウォール措置が不十分。NTTドコモも含め、NTT東西との職員の在籍出向・役員兼任禁止を制度面で担保すべき。特定関係事業者としてNTTドコモの追加や禁止される行為として在籍出向の追加が必要。【第3回ソフトバンク資料(p37)】

・人事交流等を通じたNTT東西の接続情報のグループ内共有を防止するため、特定関係事業者制度の禁止事項に在籍出向の禁止を追加すべき。【第3回KDDI資料(p19)】

・NTT東西とNTTドコモのグループ一体運営によって、共同営業等が行われやすい構造的要因となることから、NTT東西との間で厳格なファイアウォール規制がかかる特定関係事業者にNTTドコモを追加する必要。【第2回KDDI資料(p4)、第3回KDDI資料(p24)】

・①NTTドコモの特定関係事業者への指定、②NTT東西とNTTドコモの人事交流の抑制、③NTT東西とNTTドコモによる有線・無線の通信設備の一体的な構築の禁止、④NTT東西とNTTドコモによる一体的な営業活動の明確な禁止が想定される。【第3回CATV連盟資料(p7)】

①-(b)-3 ファイアウォールの徹底のため、第三者機関によるNTT東西設備部門の監査の仕組みを導入する必要。

・NTTのグループ一体運営が進む中、現在のNTT東西設備部門の内部監視や電気通信市場検証会議での外部検証ではファイアウォールの徹底は限界。英Openreachのように、第三者によるNTT東西設備部門の監視を行い機能分離の更なる徹底を進める必要。【第3回KDDI資料(p24)】

・現行は社内監査にとどまり、適正性の確保に限界があることから、外部監査等の仕組み導入も有効。【第3回ソフトバンク資料(p42)】

(a) 法人営業の一体化に伴う課題【課題】

競争事業者意見

②-(a)-1 NTTドコモ・NTTコムの一體的なサービス提供により、NTTコムが強みを発揮する固定通信市場、法人市場等にNTTドコモの市場支配力が影響を及ぼすおそれがある。

・NTTコムとの結合で巨大な顧客基盤を背景とした一體的なサービス提供等により、隣接市場（NTTコムが強みを発揮する固定通信市場、法人市場等）にその市場支配力が影響を及ぼす懸念。【第2回KDDI資料(p2)】

・NTTコムは、NTTグループ各社の中でも特にNTT東西と密接な関係にあることは厳然たる事実であり、市場において特別な地位を有する両社の連携により、移動・固定市場、個人・法人向け市場にて双方の強みを活かすことができ、結果としてNTTドコモの市場支配力がより高まるおそれがある。【第2回ソフトバンク資料(p1)】

・NTTドコモがグループ各社の小売りの担い手となった場合、巨大な顧客基盤を有することとなり、NTTドコモの市場支配力を一層強める。【第2回楽天モバイル資料(p5)】

②-(a)-2 NTTドコモ・NTTコム間の営業部門再編により、NTTコムとNTT東西との一體的な共同営業が行われるおそれがある。

・（NTT東西とNTTコムは）一體的な共同営業が行われやすい構造になっている。【第2回KDDI資料(p13)】

・顧客形態別に営業会社を分けることで、NTT東西のネットワークを利用したサービスも含めNTTグループ内での卸提供等を通じたサービスの再編がなされると想定。個人/法人といった営業集約により、自社のサービス内のセットに見えつつ、グループ内の卸サービスを組み合わせ設定した実質的に排他的な割引設定や、集約に伴う、NTTドコモ・NTTコム両社間の顧客情報・事業計画等の排他的な情報共有、サービス移行促進の懸念。【第3回ソフトバンク資料(p33)】

・構造的にNTT持株にはグループ内利益最大化のインセンティブが存在。完全子会社化されたNTTドコモとNTTコムは従前NTT持株による出資比率低下が望ましいとされながらも完全子会社化され、NTTドコモ・NTTコム両社の連携による各種ソリューションの提供や、商品・サービス等のバンドル化は、NTTグループ利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引のおそれを一層高める。【第2回ソフトバンク資料(p3)】

(a) 法人営業の一体化に伴う課題【対応策】

競争事業者意見

②-(a)-3 市場検証会議において、法人向けサービスについての検証などを強化する必要。

・今後のモバイル市場は、モバイル単体でのコンシューマ市場だけを見るのではなく法人市場を含めた両面で分析する必要がある。【第2回KDDI資料(p3)】

・5G・IoTといった主に法人向けのサービス提供において、特にNTTグループ各社が公社時代から引き継ぐ基盤（不動産、営業力等）が公正競争上問題がないか検証が必要。【第2回ソフトバンク資料(p17)】

・電気通信市場検証会議などの場において、法人向けサービスを地域毎に検証を行うなど法人向けサービスの検証を強化することや、今後進展するローカル5Gについて地域における競争環境の検証を行うことなどが必要。【第3回CATV連盟資料(p9)】

(b) ネットワークの一体化に伴う課題【課題】

競争事業者意見

②-(b)-1 NTTコムの事業・資産等をNTTドコモに移転することによるNTTドコモ・NTTコムの連携強化は、禁止行為規制・特定関係事業者制度の形骸化につながるおそれがある。

・NTTドコモ・NTTコムの連携強化は禁止行為規制・特定関係事業者制度の形骸化につながるおそれ。【第2回ソフトバンク資料(p3)】

・NTTコムの事業・資産等がNTTドコモに移転されると、禁止されているNTTコムとの排他的連携が、NTTグループ内の組織改編だけで実質的に可能となる。【第2回KDDI資料(p2)】

・両社の連携の形態によっては、特定関係事業者及びNTTドコモの禁止行為規制対象としてのNTTコムの指定が実質機能しない、または現行の規制が困難となる蓋然性が極めて高い(例:NTTコムの主要な通信事業をNTTドコモに事業譲渡した場合等)。【第2回ソフトバンク資料(p3)】

②-(b)-2 NTTコムは、NTT東西のボトルネック設備と結びつきが強く、NTTドコモ・NTTコムのネットワーク一体化は、NTT東西のネットワークとの一体化を引き起こすおそれがある。

・NTTコムは、管路・とう道等の一部をNTT東西と共有するなどNTT東西のボトルネック設備と結びつきが強い。【第2回KDDI資料(p13)、第3回KDDI資料(p27)】

・NTTドコモ・NTTコムの連携は、高度なインテリジェンスを持つ移動・固定の統合ネットワーク構築に至る可能性が高く、加えて仮想化による設備と機能の分離により、実質的なボトルネックがNTT東西のみならず両社の統合ネットワークにも生じるおそれがあり、この場合、現行の第一種指定電気通信設備としての規制適用外になるため、競争事業者の排他にもつながるおそれ。【第2回ソフトバンク資料(p3)】

・NTTドコモ・NTTコムによる移動固定融合型ネットワーク構築はボトルネック設備と一体化した強大なNTTグループネットワークを誕生させ得る(仮想化等の技術進展も影響)。【第3回ソフトバンク資料(p29)】

・移動固定融合型ネットワーク構築については、接続情報の共有・目的外利用の懸念が払拭できない。禁止行為規制対象のNTTドコモと他事業者のネットワーク統合は禁止の認識。【第3回ソフトバンク資料(p34)】

(b) ネットワークの一体化に伴う課題【対応策】

競争事業者意見

②-(b)-3 NTTコムの事業・資産等がNTTドコモ等に移転された場合は、特定関係事業者にNTTドコモ等を追加する必要。また、役員兼任だけでなく、在籍出向の禁止も必要。

・特定関係事業者であるNTTコムの事業・資産等がNTTドコモやNTTレゾナント等に移転された場合は、当然に、特定関係事業者にNTTドコモやNTTレゾナント等を追加する必要がある。【第3回KDDI資料(p24)】

・NTT東西とNTTドコモのグループ一体運営によって、共同営業等が行われやすい構造的要因となることから、NTT東西との間で厳格なファイアウォール規制がかかる特定関係事業者にNTTドコモを追加する必要。【第2回KDDI資料(p4)、第3回KDDI資料(p24)】

・①NTTドコモの特定関係事業者への指定、②NTT東西とNTTドコモの人事交流の抑制、③NTT東西とNTTドコモによる有線・無線の通信設備の一体的な構築の禁止、④NTT東西とNTTドコモによる一体的な営業活動の明確な禁止が想定される。【第3回CATV連盟資料(p7)】

・本再編に伴い、NTT東西とNTTコム間の役員兼任禁止のみでは、グループ内でのファイアウォール措置が不十分。NTTドコモも含め、NTT東西との職員の在籍出向・役員兼任禁止を制度面で担保すべき。特定関係事業者としてNTTドコモの追加や禁止される行為として在籍出向の追加が必要。【第3回ソフトバンク資料(p37)】

②-(b)-4 NTT東西・NTTドコモが旧NTTからの分離会社を合併等する時は、「電気通信事業の登録の更新」の対象にすべき。

・NTT東西・NTTドコモが旧NTTからの分離会社を合併等する時は、「電気通信事業の登録の更新」の対象にして、電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる場合に、総務大臣が登録の拒否ができるようにすべき。【第2回KDDI資料(p12)、第3回KDDI資料(p16)】

・ボトルネック性が解消されない限り、NTT東西間及びNTT東西とその他の事業者の合併・統合等は公正競争の観点から認めない。【第3回KDDI資料(p17、56)】

②-(b)-5 NTT東西とNTTドコモ・NTTコムの統合ネットワークは禁止されるべき。

・NTT東西とNTTドコモ/コムの統合ネットワーク構築の禁止とともに注視し、ボトルネック性がNTT東西のアクセス網以外にも存在(移転)する場合には当該設備に対して第一種指定電気通信設備相当の接続ルールを適用することが必要。【第3回ソフトバンク資料(p29)】

・仮にNTTドコモ/コムのネットワーク融合等が図られる場合は禁止行為に抵触しない具体的方策をNTTグループから提案すべき。【第3回ソフトバンク資料(p34)】

・NTT東西のローカル5G設備とNTTドコモの全国5G設備の一体的な構築や設備の共用、設備情報の共有が行われることが懸念(NTT東西によるローカル5Gの無線局免許の扱いについて再検証が必要)。【第3回CATV連盟資料(p12)】

・組織再編やネットワーク統合の内容如何によっては、ボトルネック性に起因する影響を根本的に断ち切るべく、構造的措置(資本・構造分離)が必須となる。【第3回ソフトバンク資料(p45)】

・3年後を目途にNTTの在り方について議論することが必要。毎年の検証結果に問題があれば、あるいは、現行の公正競争ルール的前提が損なわれる事態が生じるのであれば、3年を待たず直ちにNTTの在り方について議論することが必要。【第3回KDDI資料(p10)】

・NTTグループの体制変更がこれ以上進展する場合、または今回の措置による公正競争環境への影響・懸念が競争事業者等から示された場合、即座に「NTTの在り方」に関する抜本的議論が必要。【第3回ソフトバンク資料(p44)】

③その他公正競争確保に係る課題

(a) 競争事業者の排除の懸念【課題】

競争事業者意見

③-(a)-1 NTTグループ全体の利益最大化のため、NTTグループと競争事業者に対して同等に高額な料金で光サービス卸が提供され、競争事業者が排除されるおそれがある。

・光サービス卸の提供において、NTT東西が同等性を確保していたとしても、同等に高額な料金で提供を行うことで、NTTドコモも含めた卸受けの電気通信事業者は赤字になっても、NTTグループ全体として利益をあげることができるなどの懸念が想定される。【第2回楽天モバイル資料(p7)】

・NTTグループ全体の利益最大化を図るため、卸料金を高止まりさせるインセンティブが働く。【第2回KDDI資料(p5)、第3回KDDI資料(p38)】

・完全子会社化となるNTTドコモ(光サービス卸利用シェアの約半数)からの圧力が失われることから、NTT東西の光サービス卸提供条件適正化インセンティブは大きく損なわれる懸念。卸料金高止まりにより、NTTドコモの利益が圧縮された場合もNTTグループの利益は最大化可能といったグループ内での内部相互補助が可能な構造。【第2回ソフトバンク資料(p7)、第3回ソフトバンク資料(p25、26)】

③-(a)-2 NTTグループ内での利益を最大化するインセンティブがNTT持株には構造的に存在するため、NTTグループ内優遇や内部補助により、競争事業者が排除されるおそれがある。

・NTTグループ内で独占分野であるNTT東西の各種料金を高止まりさせて利益を確保する一方で、競争分野であるNTTドコモの各種料金を極限まで下げて競争事業者を排他することも起こり得る。【第2回ソフトバンク資料(p10)】

・構造的にNTT持株にはグループ内利益最大化のインセンティブが存在するところであり、これに伴いNTTグループ各社についてもグループ内優遇のインセンティブが存在するという課題があり、特に禁止行為規制については、遵守状況の確認が外形的には難しい。【第2回ソフトバンク資料(p10)】

・NTTグループ内利益の為に、資金調達においてNTT持株の信用力をを用いることの是非については議論・検証が必要。【第2回ソフトバンク資料(p12)】

③-(a)-3 各地域の通信市場において、NTTグループの市場支配力が強大化し、事業規模の劣る地域の通信事業者が排除されるおそれがある。

・NTT東西とNTTドコモの一体化が進むことで、地域の通信市場と移動通信市場におけるNTTグループの市場支配力が強大化し、事業規模の劣る地域のケーブルテレビ等が排除され、対応できない状況となることが懸念。【第3回CATV連盟資料(p7)】

・NTT東西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築できるようになることやNTT東西とNTTドコモが一体的に5Gを提供することが懸念。【第3回CATV連盟資料(p12)】

③その他公正競争確保に係る課題

(a) 競争事業者の排除の懸念【対応策】

競争事業者意見

③-(a)-4 NTT東西の光サービス卸については、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」における「重点的な検証」の対象として、卸料金の適正性・透明性を高めることが必要。

・「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」で、NTT東西の光サービス卸については「その他の検証」となっているが、競争事業者の事業展開に不可欠なボトルネック設備は、公正競争環境に与える影響が大きいため、本来は事後検証ではなく、公正報酬率規制等の事前規制が必要。【第2回KDDI資料(p4)、第3回KDDI資料(p39)】

・公正報酬率規制等の事前規制が今すぐ実現されないのであれば、NTT東西の光サービス卸については「重点的な検証」の対象として、卸料金の適正性・透明性を高めることが必要。【第3回KDDI資料(p40)】

・接続料の算定等に関する研究会において、光サービス卸は接続による代替性が不十分なものとしてその他の検証の対象とされているが、今回の環境変化により、同サービスの料金構造を厳格に検証し、最低限、重点的な検証対象とすべき。【第2回ソフトバンク資料(p7)、第3回ソフトバンク資料(p27)】

③-(a)-5 NTTグループ間での内部相互補助の有無を外部から検証するため、NTTドコモにおける各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の情報の継続的な確認が必要。

・NTTグループ内の内部取引はセグメント情報で一定程度把握可能だが、今後、NTTグループのセグメント情報が簡素化された場合は、公平競争確保の観点から監視することが困難となるため、継続した開示が必要。少なくとも、NTT持株による「移動通信事業セグメント」「地域通信事業セグメント」「長距離・国際通信事業セグメント」、NTTドコモによる「通信事業」「スマートライフ領域」のセグメント情報は継続して開示すべき。【第3回KDDI資料(p42)】

・NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引の有無の検証のため、NTTドコモにおける各種セグメント別（移動系通信事業単体、個人向け/法人向け、ドコモ光等）の収支、営業利益、営業利益率、有利子負債、配当に関する情報等の継続的な確認が必要。【第2回ソフトバンク資料(p11)、第3回ソフトバンク資料(p43)】

・ボトルネック設備の利用に係る公平性の検証のため、NTT東西におけるNTTグループ内の取引額（卸料金等）、取引量（回線数、契約数等）の継続的な確認が必要。【第2回ソフトバンク資料(p11)、第3回ソフトバンク資料(p43)】

・接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の蓋然性の検証のため、NTTグループ内における人事異動・交流（役員兼任・異動、その他担当者の兼務・出向等）の役職別・形態別の人数・期間の継続的な確認が必要。【第2回ソフトバンク資料(p11)、第3回ソフトバンク資料(p43)】

・「機能分離」の継続中は、ボトルネック設備を有するNTT東西の特殊性・優位性や、NTTグループ一体化に伴う競争阻害の懸念に鑑み、少なくともNTTドコモ完全子会社化等の影響について、毎年検証が必要。【第3回ソフトバンク資料(p47)】

・NTTグループ間での内部相互補助を得ていないかなどを外部から検証するデータの一端として、これまでNTTドコモ個社として公表してきた決算情報、財務データ、事業データ等、上場時と同等の情報を適時開示すべき。【第2回楽天モバイル資料(p9)】

③-(a)-6 地域の通信事業者が排除されないよう、地域における競争環境の監視を強化することが必要。

・固定ブロードバンドサービスなどのサービス提供に関し、利益相反取引等により、事業規模に大きな差がある地域のケーブルテレビ等が排除されないよう地域における競争環境の監視を強化することが必要。【第3回CATV連盟資料(p9)】

③その他公正競争確保に係る課題

(b) 研究開発に係る課題【課題】

競争事業者意見

③-(b)-1 NTT持株・NTTドコモの研究開発機能の一体的運営により、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの間でネットワーク設備等のNTT仕様による統一が行われ、競争事業者との接続条件に非同等性が生じるおそれがある。

・NTT持株・NTTドコモの研究開発機能の一体的運営は、今後のIOWN等で、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの間でネットワーク設備等のNTT仕様による統一が行われるおそれ、競争事業者との接続条件の非同等性が生じるとともに共同調達を通じた製造事業者等への強大な影響力を発揮。【第3回KDDI資料(p8)】

③-(b)-2 NTT持株の研究開発費等に関して、NTTグループの各子会社の研究開発費の負担割合やNTT持株による研究開発費の使用用途が不透明化するおそれがある。

・NTTグループの各子会社が応分負担し運営されるNTT持株の研究開発費等に関して、各子会社の研究開発費の負担割合やNTT持株による研究開発費の使用用途の不透明化が想定される。【第3回楽天モバイル資料(p11)】

(b) 研究開発に係る課題【対応策】

競争事業者意見

③-(b)-3 NTT東西の設備増強・接続機能要望(①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望)について、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取し、実際にNTTグループの要望ばかりが実現されていないかなど、NTTグループ・競争事業者間の公平性の検証が必要。

・競争事業者が接続する際に重要なNTT東西の設備等についてNTTグループ・競争事業者から公平にNTT東西の設備増強・接続機能要望をヒアリング・検証する仕組みを導入して、公平利用を促進することが必要。①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望を毎年度接続事業者にヒアリング・公表し、実際にNTT東西の設備増強や接続機能実現にあたってNTTグループの要望ばかりが実現されていないか等の検証を毎年度総務省が実施すべき。【第3回KDDI資料(p31)】

・接続機能の利用にあたっては、計画策定段階から、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取・反映できる仕組みの構築が必要。リードタイム・納期、情報の対称性等の適正性は勿論、NTTグループにとり有利な仕様でないか等の検証も必要。【第3回ソフトバンク資料(p19)】

・光ファイバエリア拡大やコロケーション設備増強等にあたっては、計画策定段階から、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取・反映できる仕組みの構築が必要。NTTグループにとり有利な設備計画・運用・対応可否判断となっていないか等の検証も必要。【第3回ソフトバンク資料(p20)】

・NTT東西の設備・仕様や各種計画(光のエリア拡大情報、網機能提供計画等)等に関するNTTグループ内と同等の遅滞ない情報開示を要望。【第3回楽天モバイル資料(p13)】

③-(b)-4 研究開発費の各社拠出額、使用用途別の投入額等の開示、研究開発の内容等の情報公開の実施が必要。

・研究開発費の各社拠出額、使用用途別の投入額等の開示、研究開発の内容等の情報公開の実施を要望。【第3回楽天モバイル資料(p13)】

③その他公正競争確保に係る課題

(c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題

競争事業者意見

③-(c)-1 NTTドコモは依然として強固な市場支配力を有しており、NTT持株が主張するNTTドコモに対する禁止行為規制の緩和は行うべきでない。

・NTTドコモは、携帯電話に係る収益シェアにおいて市場支配力が推定される水準の40%を超過している状況に変化はなく、禁止行為規制を緩和する理由はない。【第3回KDDI資料(p48)】

・ボトルネック設備を保有するNTT東西との資本的結合を含め、NTTグループの強力な一体運営を通じた総合的事業能力は他のMNOの状況とは大きく事情が異なる。【第3回KDDI資料(p50)】

・NTTグループの一体運営の進展による影響を踏まえれば、「禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者指定に当たっての基本的考え方」における「総合的事業能力」の考慮要因として、ボトルネック設備を保有する事業者との関係性、資本関係を通じた調達力、技術力、販売力等を考慮に入れるべき。【第3回KDDI資料(p51)】

・NTT持株が主張されるNTTドコモへの禁止行為規制の緩和(GAFA等他業種との競争が目的)については、2015年の電気通信事業法改正で既に上位レイヤーを含めた様々な業種と連携可能となっていることから不要。【第2回ソフトバンク資料(p10)】

・NTTドコモがNTT持株の完全子会社になり、資本的基盤やグループ一体的な営業体制、信用力等は強化されたと考えられる事からも、禁止行為規制の対象とする必要性はゆるぎなく、むしろ高まった。【第2回ソフトバンク資料(p13)】

・NTTドコモ・NTTコムに対するNTT持株の出資比率低下が求められていたところ、これに反し資本関係が維持・強化されている前提においては、現行の制約は必要不可欠であり、緩和する必要性は一切ない。【第2回ソフトバンク資料(p15)】

・NTTドコモについては依然として強固な市場支配力を有し、NTT東西との連携強化(光卸の提供等)や共同調達等のグループ一体経営を背景に、規律の必要性が増していることに加え、本件取引(NTTドコモ完全子会社化)で現行規制の実効性が弱まる懸念も存在。NTTドコモの市場支配力、ボトルネック設備を有するNTT東西との連携強化の両面からNTTドコモの禁止行為規制の維持が必要。【第3回ソフトバンク資料(p32)】

・NTTドコモの完全子会社化により、ボトルネック設備を保有するNTT東西との株主構成が同一になり、より両者間の連携が強化されるインセンティブが高まっている中で、少なくともNTTドコモの禁止行為を緩和の方向で見直すことは適切ではない。【第2回楽天モバイル資料(p6)】

(c) 市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題(続き)

競争事業者意見

③-(c)-2 市場環境の変化等を踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為規制の規律内容は、NTT東西同等に戻すなど、強化すべき。

・グループ一体運営を通じて、NTTドコモが製造事業者等に及ぼす影響が強まっていることを踏まえれば、NTTドコモの禁止行為規制はNTT東西同等に戻す必要がある。【第2回KDDI資料(p1)、第3回KDDI資料(p51)】

・現行のNTTドコモの禁止行為規制は、モバイル事業者を前提とした規律内容になっていることから、新たな市場で市場支配力を得たとしても、それに応じた規律内容となっていない。現行のNTTドコモに対する禁止行為規制の規律内容も強化すべき。【第2回KDDI資料(p20)】【第2回ソフトバンク資料(p16)】【第2回楽天モバイル資料(p4)】

(d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念【課題】

競争事業者意見

③-(d)-1 NTTグループ内の間接取引により、禁止行為規制、光サービス卸ガイドライン及び指定設備制度(卸役務契約の届出、整理・公表)などの現行規制が潜脱されるおそれがある。

- ・NTTドコモを起点とした間接取引により、禁止行為規制の適用を免れる懸念が存在。【第3回ソフトバンク資料(p35)】
- ・グループ内の間接取引によって、光サービス卸ガイドライン及び指定設備制度(卸役務契約の届出、整理・公表)の潜脱のおそれ。【第3回KDDI資料(p41、53)】
- ・NTTコムを経由して提供することで、NTTレゾナントに対して、実質的に有利な取り扱いをすることが可能。【第3回CATV連盟資料(p10)】
- ・各種公正競争確保に係るルールは存在するも、構造的にNTT持株にはグループ内利益最大化のインセンティブが存在。これに伴いNTTグループ各社についてもグループ内優遇のインセンティブが存在。特に禁止行為規制については、遵守状況の確認が外形的には難しい。【第2回ソフトバンク資料(p4)】

(d) 間接取引による現行規制の潜脱の懸念【対応策】

競争事業者意見

③-(d)-2 NTTグループ内の間接取引も含め、禁止行為規制の規制対象にするなど、規律の見直しが必要。

- ・グループ内の間接取引も含めてNTT東西の卸役務について規律の遵守状況の監視・検証の強化が必要。【第3回KDDI資料(p41、54)】
- ・グループ一体運営の進展によって、禁止行為規制等の形骸化が進むことから、市場支配的な事業者によるグループ内の卸取引の間接取引について、禁止行為規制等の運用を含めて必要な措置を講じるべき。【第3回KDDI資料(p53)】
- ・グループ内の間接取引も禁止行為規制の規制対象とすることが必要。【第3回ソフトバンク資料(p35)】
- ・地域における公正な競争を確保するため、NTTレゾナントをドコモの禁止行為規制の対象先として指定するとともに、グループ内の間接取引による潜脱的な回避ができないよう規律の見直しが必要。【第3回CATV連盟資料(p10)】

(e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題【課題】

競争事業者意見

③-(e)-1 NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループのセグメント情報が簡素化された場合、NTTドコモとNTT東西の間で内部取引が行われていても外部からは把握できないおそれがある。

・NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれがあり、こうした反競争的行為を監視するために、NTTグループ内、特に、NTTドコモとNTT東西との間の内部取引の把握が必要。【第2回KDDI資料(p19)、第3回KDDI資料(p42)】

・NTTグループ内の内部取引はセグメント情報で一定程度把握可能であるが、今後、NTTグループのセグメント情報が簡素化された場合、NTTドコモとNTT東西の間で内部取引が行われていても外部からは把握できない。【第2回KDDI資料(p19)】

(e) NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題【対応策】

競争事業者意見

③-(e)-2 NTTグループ間での内部相互補助の有無を外部から検証するため、NTTドコモにおける各種セグメント別の収支、営業利益、営業利益率等の情報の継続的な確認が必要。

・NTTグループ内の内部取引はセグメント情報で一定程度把握可能だが、今後、NTTグループのセグメント情報が簡素化された場合は、公平競争確保の観点から監視することが困難となるため、継続した開示が必要。少なくとも、NTT持株による「移動通信事業セグメント」「地域通信事業セグメント」「長距離・国際通信事業セグメント」、NTTドコモによる「通信事業」「スマートライフ領域」のセグメント情報は継続して開示するべき。【第3回KDDI資料(p42)】

・NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引の有無の検証のため、NTTドコモにおける各種セグメント別(移動系通信事業単体、個人向け/法人向け、ドコモ光等)の収支、営業利益、営業利益率、有利子負債、配当に関する情報等の継続的な確認が必要。【第2回ソフトバンク資料(p11)、第3回ソフトバンク資料(p43)】

・ボトルネック設備の利用に係る公平性の検証のため、NTT東西におけるNTTグループ内の取引額(卸料金等)、取引量(回線数、契約数等)の継続的な確認が必要。【第2回ソフトバンク資料(p11)、第3回ソフトバンク資料(p43)】

・接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の蓋然性の検証のため、NTTグループ内における人事異動・交流(役員兼任・異動、その他担当者の兼務・出向等)の役職別・形態別の人数・期間の継続的な確認が必要。【第2回ソフトバンク資料(p11)、第3回ソフトバンク資料(p43)】

・NTTグループ間での内部相互補助を得ていないかなどを外部から検証するデータの一端として、これまでNTTドコモ個社として公表してきた決算情報、財務データ、事業データ等、上場時と同等の情報を適時開示すべき。【第2回楽天モバイル資料(p9)】

④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

④ 将来的なネットワークの統合等に伴う課題

競争事業者意見

④-1 仮想化技術等が導入されても、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場支配力を有するNTT東西とNTTドコモが統合ネットワークを構築することは明確に禁止すべき。

・仮想化技術等が導入されても、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場支配力を有するNTT東西とNTTドコモが統合ネットワークを構築することは明確に禁止すべき。【第2回KDDI資料(p18)】

・NTT東西・NTTドコモによる他事業者とのネットワーク統合は、禁止行為規制の2号行為に該当することを明確に示すことが必要。【第3回KDDI資料(p18)】

④-2 NTT東西又はNTTドコモを含む統合ネットワークが構築される場合は、当該ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層(收容局単位、県単位、集約単位)で当該ネットワークへ接続できること、API連携で必要な時に必要な機能を利用できること、相互運用性の確保などが必要。

・NTT東西又はNTTドコモを含む統合ネットワークが構築される場合は、当該ネットワークのオープン化が必須であり、厳格な接続ルールのもと、競争事業者が様々な階層(收容局単位、県単位、集約単位)で当該ネットワークへ接続できること、API連携で必要な時に必要な機能を利用できること、相互運用性の確保などが必要。【第2回KDDI資料(p18)、第3回KDDI資料(p34)】

④-3 仮想化技術等により、設備と機能の分離が進み、NTT東西のアクセス網以外にもボトルネック性が生じれば、そのボトルネック性に着目し、卸提供ではなく、接続ルールを適用していくべき。

・NTTドコモ・NTTコムによる移動固定融合型ネットワーク構築はボトルネック設備と一体化した強大なNTTグループネットワークを誕生させ得る(仮想化等の技術進展も影響)。NTT東西とNTTドコモ/コムの統合ネットワーク構築の禁止とともに注視し、ボトルネック性がNTT東西のアクセス網以外にも存在(移転)する場合には当該設備に対して第一種指定電気通信設備相当の接続ルールを適用することが必要。【第3回ソフトバンク資料(p29)】

・NTTドコモ・NTTコムの連携は、高度なインテリジェンスを持つ移動・固定の統合ネットワーク構築に至る可能性が高く、加えて仮想化による設備と機能の分離により、実質的なボトルネックがNTT東西のみならず両社の統合ネットワークにも生じる。【第2回ソフトバンク資料(p3)】

・接続ルールは設備に着目した規制であり、仮想化等による設備と機能の分離が進んだ場合に実質的なボトルネック解消が図られないおそれ。【第2回ソフトバンク資料(p6)】

・NTT東西のボトルネック設備と一体的に構築されたNTTの統合ネットワークに対しては、接続ルールを適用すること、加えて、そのネットワーク上で提供される卸役務の利用料金には公正報酬率規制等の規律を検討することが必要。【第2回KDDI資料(p18)、第3回KDDI資料(p35)】

・IOWNについては、NTT東西又はNTTドコモのネットワークを包含するものになるのであれば、卸提供ではなく、様々な階層での接続、API連携による機能開放、相互運用性を担保すべき。【第3回KDDI資料(p56)】